

---

QA9-30 帰還困難区域へはどのように一時立入りするのですか。

---

A

- ① 帰還困難区域においても可能な限り、住民の意向に配慮した形で一時立入りを実施していきます。一時立ち入りの実施方法については、各市町村にお問い合わせください。
- ② 立入りの際は、防護装備等を着用することになっています。
- ③ また、スクリーニングや線量管理が必要となります。スクリーニング場については、帰還困難区域周辺のスクリーニング場等で実施可能です。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 148 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（2/2）」

---

出典：内閣府「区域見直し後の区域でできる活動などに関する Q&A（平成 23 年 3 月公開版）」より作成

出典の公開日：平成 23 年 3 月

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日